

広島県職員採用試験(社会人経験者)の受験資格として定める必要な職務経験年数(1/4ページ)

学歴区分	該当者	必要な職務経験年数
大学院修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了者 (2) 外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限三年以上となる者に限る。)の修了者(通算修学年数が十九年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。)	
	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了者 (2) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限一年以上となる者に限る。)の修了者(通算修学年数が十七年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。)	
	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 (2) 司法試験法による司法試験予備試験の合格者	
6年制	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限六年のものに限る。)の卒業生 (2) 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業生	
専攻科	(1) 学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業生 (2) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校を含む。以下同じ。)専攻科(「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生 (3) 旧図書館職員養成所(「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生	
大学卒業	(1) 学校教育法による四年制の大学の卒業生 (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。)から学士の学位を取得した者 (3) 防衛大学校の卒業生 (4) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生 (5) 筑波大学理療科教員養成施設(旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校の専攻科卒業後の二年制の課程に限る。)の卒業生 (6) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(「高校三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。)の卒業生 (7) 気象大学校大学部(修業年限四年のものに限る。)の卒業生 (8) 海上保安大学校本科の卒業生 (9) 国立看護大学校看護学部の卒業生 (10) 独立行政法人航空大学校(旧航空大学校を含むものとし、昭和六十二年八月以降の「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (11) 外国における大学等(通算修学年数が十六年以上となるものに限る。)の卒業生 (12) 旧琉球教育法による大学の四年課程の卒業生 (13) 旧司法試験(平成十四年法律第三百三十八号附則第七条第一項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第二次試験の合格者 (14) 公認会計士法による公認会計士試験の合格者 (15) 平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験の合格者 (16) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所(同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生 (17) 職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の応用課程(「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程(旧応用課程(「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程を含む。)の卒業生 (18) 農業改良助長法施行令第三条第一号に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。)の研究課程(「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生 (19) 都道府県立農業講習施設(「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生 (20) 森林法施行令第九条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生 (21) 旧鯉淵学園専門課程(修業年限四年のものに限る。)の卒業生 (22) 旧電気事業主任技術者資格検定期則による第一種資格検定試験の合格者	5年以上
	4年制	

広島県職員採用試験(社会人経験者)の受験資格として定める必要な職務経験年数(2/4ページ)

学歴区分	該当者	必要な職務経験年数
短期大学等卒業	<p>3年制</p> <p>(1) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業生 (2) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業生 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業生 (4) 外国における大学、専門学校等(通算修学年数が十五年以上となるものに限る。)の卒業生 (5) 診療放射線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (6) 昭和五十八年法律第八十三号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生 (7) 臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所(平成十七年法律第三十九号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (8) 臨床工学技士法による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (9) 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (10) 視能訓練士法による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のもの又は「短大二卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生 (11) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における一年(高等専門学校にあつては、四年)以上の修業を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (12) 義肢装具士法による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (13) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限 (14) 歯科技工士法第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所の昼間課程(「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (15) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業生 (16) 柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業生 (17) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。)の卒業生 (18) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程(「短大二卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。)の卒業生 (19) 旧鯉淵学園本科(修業年限三年のものに限る。)の卒業生 (20) 旧海技大学校本科の卒業生 (21) 旧国立養護教諭養成所設置法による国立養護教諭養成所の卒業生 (22) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時設置法による国立工業教員養成所の卒業生 (23) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも「短大二卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業生</p>	6年以上

広島県職員採用試験(社会人経験者)の受験資格として定める必要な職務経験年数(3/4ページ)

学歴区分	該当者	必要な職務経験年数
短大卒業程度	<p>2年制</p> <p>(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業生 (2) 学校教育法による高等専門学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (4) 航空保安大学校本科の卒業生 (5) 海上保安大学校本科の修業年限二年の課程の卒業生 (6) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)の農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生 (8) 外国における大学、専門学校等の卒業生(通算修学年数が十四年以上となるものに限る。) (9) 旧琉球教育法による大学の二年課程の修了者 (10) 旧司法試験の第一次試験の合格者 (11) 平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第一次試験の合格者 (12) 栄養士法第二条第一項の規定による栄養士の養成施設(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (13) 昭和六十年法律第七十三号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格者 (14) 平成十六年文部科学省厚生労働省令第五号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (15) 歯科技工士法による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の課程(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生(2の部) (16) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。)の卒業生 (17) 昭和六十三年法律第七十一号による改正前のあん摩マッサージ指圧師法(以下「改正前のあん摩マッサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。)の卒業生 (18) 昭和六十三年法律七十二号による改正前の柔道整復師法(以下「改正前の柔道整復師法」という。)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生 (19) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程(同法第二十一条第四号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業生 (20) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (21) 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設(平成十四年政令第二百五十六号による改正前の児童福祉法施行令第十三条第一項第一号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (22) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (23) 都道府県農業講習所(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (24) 森林法施行令第九条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(昭和五十九年度以降指定されたもので「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (25) 旧都道府県蚕業講習所(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 (26) 旧農民研修教育施設(農林水産大臣と協議して昭和五十六年度以降設置された平成六年法律第八十七号による改正前の農業改良助長法第十四条第一項第三号に掲げる事業等を行う施設で「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生 【次ページに続く】</p>	7年以上

広島県職員採用試験(社会人経験者)の受験資格として定める必要な職務経験年数(4/4ページ)

学歴区分	該当者	必要な職務経験年数
短期大学卒業	<p>【前ページから続き】</p> <p>(27) 旧都道府県林業講習所(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生</p> <p>(28) 旧航空大学校本科(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生</p> <p>(29) 昭和五十八年法律第八十三号による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業生</p> <p>(30) 海上保安学校灯台科(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(31) 旧航空保安職員研修所本科(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(32) 昭和四十五年法律第八十三号による改正前の衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業生</p> <p>(33) 旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)の卒業生</p> <p>(34) 旧電気事業主任技術者資格検定期則による第二種資格検定試験の合格者</p> <p>(35) 気象大学校大学部(昭和三十七年三月三十一日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限二年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(36) 旧図書館職員養成所(「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生</p>	7年以上
	<p>(1) 海上保安学校本科の修業年限一年の課程の卒業生</p> <p>(2) 外国における専門学校等の卒業生(通算修学年数が十三年以上となるものに限る。)</p> <p>(3) 海上保安学校の灯台科又は水路科(いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限一年のものに限る。)の卒業生</p>	
高等学校卒業	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業生</p> <p>(2) 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限四年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(3) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限四年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(4) 昭和五十八年文部省厚生省令第一号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業生</p>	8年以上
	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)の卒業生</p> <p>(2) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業と同等の単位を修得した者</p> <p>(3) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格者(旧大学入学資格検定期程による大学入学資格検定の合格者を含む。)</p> <p>(4) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(5) 外国における高等学校等の卒業生(通算修学年数が十二年以上となるものに限る。)</p> <p>(6) 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業生</p> <p>(7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業生</p>	9年以上
	<p>(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業生</p> <p>(2) 改正前のあん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業生</p> <p>(3) 旧電気事業主任技術者資格検定期則による第三種資格検定試験の合格者</p>	10年以上
中学校卒業	<p>(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第七十六条第一項に規定する中学部に限る。)の卒業生又は中等教育学校の前期課程の修了者</p> <p>(2) 外国における中学校の卒業生(通算修学年数が九年以上となるものに限る。)</p> <p>(3) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業生</p> <p>(4) 旧海員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限一年又は二年のものに限る。)の卒業生</p>	12年以上